

Jobセンター キリッと重要事項説明書（別表）

給付内容		給付費	1割負担	
基本部分（定員40人以下）		¥10,550～ ¥4,320	¥1,055～¥432	
加算	初期加算	¥300	¥30	
	福祉専門職員配置等加算	加算（Ⅰ） 常勤職員のうち介護福祉士等の割合が35%以上	¥150	¥15
		加算（Ⅱ） 常勤職員のうち介護福祉士等の割合が25%以上	¥100	¥10
		加算（Ⅲ） 生活支援員のうち、常勤職員が75%以上又は、勤続3年の以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所	¥60	¥6
	就労支援関係研修終了加算	¥60	¥6	
	移行準備支援体制加算	¥410	¥41	
	地域連携会議実施加算（Ⅰ） ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月に1回かつ年に4回を限度とする	各利用者の個別支援計画の作成または見直しに当たって、地域の就労支援機関等を交えた会議を開催し、個別支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合 ※サービス管理責任者が会議に参加した場合	¥5,830	¥583

地域連携会議実施加算（Ⅱ） ※算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月に1回かつ年に4回を限度とする	支援計画に沿った支援を行う職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合	¥4,080	¥408
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合	¥410	¥41
訪問支援特別加算 （月2回を限度）	（1時間まで）心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行った場合	¥1,870	¥187
	（1時間以上）心身の状況の変化により5日以上連続して利用が無かった場合、自宅を訪問し、状況確認や相談支援事業者への連絡調整などを行った場合	¥2,800	¥280
欠席時対応加算	利用者が、予定された利用日に欠席され、事業所が利用者やその家族と連絡を行うなどの支援を行った場合	¥940	¥94
利用者負担上限管理加算 （月1回を限度）	他居宅系サービス利用に係る負担額との上限管理を行なった場合	¥1,500	¥150
食事提供加算	所得区分の生活保護、低所得1、2の方が対象	¥300	¥30
送迎加算	送迎を実施の場合加算（片道）	¥210	¥21

	障害福祉サービスの体験利用 支援加算	指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合、次のいずれかに該当する支援を行うとともに、利用者の状況、支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。 ①体験的な利用支援の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合 ②障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合	¥5,000	¥500
	福祉・介護職員等 処遇改善加算	厚生労働省が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、都道府県知事に届け出た指定事業所が、利用者に対しサービスを行った場合	上記算定金額の 9.3%	左記金額の1割
減 算	定員超過した場合の 1回あたりの利用料	利用者の数が利用定員を超える場合	所定単位数の 70%	左記金額の1割
	職員配置基準に満たない場合 の1回あたりの利用料	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が		
	支援計画の不備による 1回あたりの利用料	個別支援計画が作成されていない場合		
	身体拘束廃止未実施	身体拘束適正化の措置が未実施の場合	所定単位数の 99%	
	虐待防止措置未実施	障害者虐待防止措置が未実施の場合		
	業務継続計画未策定	感染症や災害に対する業務継続計画が未策定の場合		
	情報公表未報告	障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている場合	所定単位数の 95%	